特定 (産業別)最低賃金の日本標準産業分類表

件名	岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金
適用する 使用者	岡山県の区域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業(船舶製造・修理業のうち木造船製造・修理業、木製漁船製造・修理業及び舟艇製造・修理業を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者
日本標準産業分類(令和5年7月改定)	
E31 輸送用機械器具製造業	
E310	管理、補助的経済活動を行う事業所 (31 輸送用機械器具製造業)
	E3100 主として管理事務を行う本社等
	E3109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
E311	自動車・同附属品製造業(岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金適用)
E312	鉄道車両・同部分品製造業(岡山県最低賃金適用)
E313	船舶製造・修理業、舶用機関製造業
	E3131 船舶製造・修理業(木造船製造・修理業、木製漁船製造・修理業を除く。)
	E3132 船体プロック製造業
	E3133 舟艇製造・修理業(岡山県最低賃金適用)
	E3134 舶用機関製造業
E314	航空機・同附属品製造業(岡山県最低賃金適用)
E315	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業(岡山県最低賃金適用)
E319	その他の輸送用機械器具製造業(岡山県最低賃金適用)
	L7282 純粋持株会社

- 適用除外労働者 1 18歳未満又は65歳以上の者
 - 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
 - 注) E310、L7282 の適用範囲は、上記「適用する使用者」欄を参照のこと。